

令和元年第3回定例会（9月議会）
予算及び付託議案審査関係資料

令和元年9月18日
総務部

【予算関係】

資料1 令和元年度9月補正予算に関する説明資料

（財 政 課）

【議案関係】

資料2 会計年度任用職員制度への移行について

（人 事 課）

資料3 会計年度任用職員制度への移行に伴う関係条例案について
（議案第162号、議案第164号）

（人 事 課）

資料4 「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について
（議案第163号）

（人 事 課）

資料 1 (予算関係)

令和元年 9 月 18 日
財 政 課

令和元年度 9 月 補正予算
に関する説明資料

(議 案 第 1 5 7 号)

令和元年度9月補正予算 主要な歳入増減調書

(単位:千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 県 税			
2 地方消費税清算金			
3 地 方 譲 与 税			
4 地方特例交付金			
5 地 方 交 付 税			
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金			
7 分担金及び負担金			
8 使用料及び手数料			
9 国 庫 支 出 金	639,266	基盤整備促進事業費 434,596 (732,865 → 1,167,461) 医療施設等施設整備費 102,957 (11,996 → 114,953)	
10 財 産 収 入	2,074	土地売却収入 2,074 (31,597 → 33,671)	
11 寄 附 金			
12 繰 入 金	7,095	県民医療確保臨時対策基金繰入金 5,469 (398,409 → 403,878)	
13 繰 越 金	41,725	前年度繰越金 41,725 (398,041 → 439,766)	
14 諸 収 入	2,193	林道事業 2,193 (0 → 2,193)	
15 県 債	21,500	旧手形住吉公舎除却事業費 18,100 (2,700 → 20,800)	
合 計	713,853	584,314,995→585,028,848	

令和元年度9月補正予算 主要な目的別増減調書

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 額 内 訳	減 額 内 訳
1 議 会 費			
2 総 務 費	22,924	財産管理費 20,174 (1,172,341 → 1,192,515)	
3 民 生 費	45,994	生活保護適正実施事業 27,869 (15,615 → 43,484) 次世代育成支援対策施設整備事業 10,312 (28,917 → 39,229)	
4 衛 生 費	178,164	医療提供体制整備費補助事業 170,544 (31,345 → 201,889)	
5 労 働 費	△ 4,333		職業能力開発支援事業 △ 4,333 (530,321 → 525,988)
6 農林水産業費	438,919	基盤整備促進事業 434,596 (724,880 → 1,159,476)	
7 商 工 費	26,051	重点市場におけるF I T誘客プロモーション事業 43,680 (200,104 → 243,784) 広域観光連携誘客促進事業 7,055 (60,247 → 67,302)	台湾定期チャーター便運航促進事業 △ 30,240 (160,472 → 130,232)
8 土 木 費			
9 警 察 費	6,134	地域警察活動事業 6,134 (5,673 → 11,807)	
10 教 育 費			
11 災 害 復 旧 費			
12 公 債 費			
13 諸 支 出 金			
14 予 備 費			
合 計	713,853	584,314,995→585,028,848	

令和元年度9月補正予算 主要な性質別増減調書

(単位：千円)

区 分		増 減 額	増 額 内 訳			減 額 内 訳		
1	人 件 費	△ 1,662				非常勤職員人件費等 △ 1,662 (3,099,391 → 3,097,729)		
2	物 件 費	41,815	重点市場におけるF I T誘客プロモーション事業 43,680 (197,190 → 240,870) 生活保護適正実施事業 27,869 (10,391 → 38,260)			台湾定期チャーター便運航促進事業 △ 30,240 (126,702 → 96,462)		
3 その他の行政経費	扶 助 費							
	補 助 費 等	6,462	救急医療対策事業 2,192 (454,989 → 457,181) 東北デスティネーションキャンペーン推進事業 2,150 (0 → 2,150) 農地中間管理総合対策事業 800 (998,044 → 998,844)					
	積 立 金							
	投資及び出資金							
	貸 付 金							
4	維持修繕費							
5	補助投資事業費	647,486	基盤整備促進事業 434,596 (724,880 → 1,159,476) 医療提供体制整備費補助事業 170,544 (31,345 → 201,889)					
6	単独投資事業費	19,678	財産管理費 20,174 (7,032 → 27,206)					
7	補助災害復旧事業費							
8	単独災害復旧事業費							
9	国直轄事業負担金							
10	公 債 費							
11	繰 出 金	74	地域総合整備資金特別会計繰出金 74 (17,548 → 17,622)					
合 計		713,853	584,314,995→585,028,848					

会計年度任用職員制度への移行について

令和元年 9 月 1 8 日

人 事 課

1 概要

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、令和 2 年 4 月 1 日から地方公共団体に会計年度任用職員制度が導入される。これに伴い、本県における会計年度任用職員の給与や勤務時間、休暇等に係る制度を整備する必要がある。

2 法改正の内容

【改正】 臨時的任用職員	任用できる場合が、正職員に欠員を生じたときに限られる。 正職員が行う業務にフルタイムで従事する。
【改正】 特別職非常勤職員	任用できる者が、専門的な知識・経験等に基づいて地方公共団体へ助言を行う者、法律の規定に基づく調査員、診断を行う医師等に限られる。
【新設】 会計年度任用職員	地方公務員法の適用を受け、補助的業務など、上記職員以外の業務に従事する。パートタイムとフルタイムの二つの勤務形態があり、報酬（給料）のほか期末手当等を支給できる。

3 制度移行のイメージと移行前後の職員数

現 行		移行後	
任用形態	職 種	任用形態	職 種
特別職非常勤職員	学校医、調査員、学校非常勤講師、事務補助、技能労務、相談員等 【2,678人】	特別職非常勤職員	学校医、調査員等 【6百人】
	事務補助、技能労務等 【601人】	会計年度任用職員	学校非常勤講師、事務補助、技能労務、相談員等 【23百人】
臨時的任用職員	〔学校臨時講師等 【1,072人】〕	謝金対応への変更等【3百人】、職の廃止【0.3百人】	
		臨時的任用職員	〔学校臨時講師等【11百人】〕

4 本県の制度の内容

(1) 任用

① 勤務形態

- ・ 職員の勤務形態はパートタイム（条例案における「第一号職員」）及びフルタイム（同「第二号職員」）の2種類とし、前者の勤務時間の上限は週33時間45分とする。
- ・ なお、条例は、法律に沿ってパートタイム、フルタイム勤務の両方に対応できるよう規定するが、移行に当たって現在の臨時的任用職員、特別職非常勤職員が就いている職の内容を検討した結果を踏まえ、制度移行時は原則としてパートタイム勤務職員のみを任用することとする。

② 任用方法、期間

- ・ 任用は原則として公募により、期間は1会計年度以内とする。初年度の任用の後、2回までは公募によらず再度任用できることとする。
- ・ 現在の臨時的任用職員、特別職非常勤職員を引き続き任用する場合は、公募によらず、勤務成績等で選考する。その場合の任用期間は次のとおりとする。

	制度移行後の任用期間
継続任用の上限が定められている職員	令和2年4月1日以降、左の未経過期間（その後の公募にも応募可能）
継続任用の上限が定められていない職員	令和2年4月1日以降、1年間（その後の公募にも応募可能）

(2) 給与

① 支給方法

- ・ 勤務形態により支給方法が異なる。

勤務形態 給与の内容	パートタイム	フルタイム
給 料	報酬として支給	支 給
期末手当	支 給	
期末手当以外の手当	報酬として支給	支 給
通勤手当	費用弁償として支給	支 給
退職手当	支給しない	支 給

② 給料

- ・ 正職員に適用される給料表を用い、正職員に準じて、職務内容等に応じた職務の級に格付け、学歴及び職務経験を踏まえて号給を決定する。また、職務内容や責任の程度を踏まえ、給料に上限を設定する。
- ・ パートタイムの場合は、フルタイムの場合の金額を日額又は時間額に換算し、報酬として支給する。

(参考) 行政職給料表を用いる場合の例

職の内容	給料決定基準	給料上限
事務補助、秘書	1 級 1 号給	1 級 5 号給 (高卒初任給)
相談員、支援員等の業務に専門的に従事する職	1 級 1 号給	1 級 2 5 号給 (大卒初任給)
資格・免許、経験等を必要とする職	2 級 1 号給	2 級 2 5 号給
特に高度な資格・免許、経験等を必要とする職	職務内容等に応じて決定	職務内容等に応じて決定

③ 期末手当

- ・ 任用期間が 6 月以上にわたる場合、正職員に準じて支給する (年 2. 5 月分)。

④ 期末手当以外の手当

- ・ パートタイムの場合は、初任給調整手当、地域手当、特殊勤務手当、農林漁業普及指導手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当に相当する額を報酬に含めて支給する。
- ・ フルタイムの場合は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特任勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当及び義務教育等教員特別手当を支給する。

⑤ 通勤手当

- ・ パートタイムの場合は、正職員に準じて、費用弁償として支給する。
- ・ フルタイムの場合は、手当として支給する。

⑥ 退職手当

- ・ フルタイムの場合は、正職員に準じて支給する。

(3) 休暇

- ・ 新たに妊産婦に対する休暇及び骨髄移植等休暇を、国に準じて整備する。

5 今後のスケジュール

令和元年 9 月議会 関係条例案を提案

12 月まで 要綱・マニュアル等の整備

現在の臨時的任用職員・特別職非常勤職員に制度内容等を周知

令和 2 年 1 ～ 3 月 募集・決定

当日配付

職員の定員管理及び臨時・非常勤職員、時間外勤務等の状況について

令和元年 9 月 2 4 日
人 事 課

1 定員管理計画等の策定状況

策定期間	名 称	計画期間	目 標 値 等
平成30年3月	新行財政改革大綱 (第3期)	H30～H33	・ H29(3,207人)をH33(3,194人)に ・ 4年間で1%縮減
平成26年3月	定員管理計画	H26～H29	・ H25(3,349人)をH29(3,220人)に ・ 4年間で4%縮減
平成24年12月	(計画期間の延長)	～H26	・ 平成26年4月に3,300人
平成22年3月	新定員適正化計画	H22～H25	・ H21(3,761人)をH25(3,300人)に ・ 4年間で12%縮減
平成16年度	(計画の見直し)	H11～H23	・ H23に3,500人 ・ H10(4,819人)の27%を縮減
平成11年度	(計画の見直し)	H11～H22	・ H10(4,819人)をH22(4,096人)に ・ 12年間で15%削減
平成7年度	定員適正化計画	H8～H12	・ H7(5,034人)から254人の削減

2 臨時・非常勤職員数、正職員数及び正職員の時間外勤務等勤務時間数

(職員数は4月1日現在)

年 度	臨時職員	特別職 非常勤職員	臨時・特別 職非常勤 職員計(※)	正職員	時間外・休日勤務 (時間)
H 2 1	3 9 7	7 4 5	1, 1 4 2	3, 7 6 1	2 5 7, 7 5 0
H 2 2	3 5 8	7 1 8	1, 0 7 6	3, 5 7 2	2 9 6, 4 8 4
H 2 3	3 9 5	7 1 8	1, 1 1 3	3, 4 5 7	3 0 5, 8 8 2
H 2 4	3 9 3	7 0 6	1, 0 9 9	3, 4 0 4	3 3 1, 9 7 1
H 2 5	3 5 8	7 9 2	1, 1 5 0	3, 3 1 4	3 6 0, 6 3 6
H 2 6	2 8 8	7 7 9	1, 0 6 7	3, 2 8 3	3 4 9, 1 9 4
H 2 7	2 8 7	7 7 2	1, 0 5 9	3, 2 5 3	3 3 5, 3 0 7
H 2 8	2 8 3	7 8 2	1, 0 6 5	3, 2 4 0	3 3 9, 5 6 1
H 2 9	2 9 4	7 9 7	1, 0 9 1	3, 2 0 7	3 9 7, 9 1 3
H 3 0	2 6 5	8 0 8	1, 0 7 3	3, 1 9 8	3 5 9, 3 3 8
R 元	2 7 5	7 9 4	1, 0 6 9	3, 1 9 1	—

※ 知事部局のみの職員数のため、他の任命権者の職員を含む委員会資料2の数字より少ない。

会計年度任用職員制度への移行に伴う関係条例案について
(議案第 162 号、議案第 164 号)

令和元年 9 月 18 日
人 事 課

1 会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案について（議案第 164 号）

(1) 制定理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員（以下、このうちパートタイム勤務の者を「パートタイム職員」、フルタイム勤務の者を「フルタイム職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定める必要がある。

(2) 内容

① 給与の種類（第 2 条）

会計年度任用職員に支給する給与の種類について定める。

② パートタイム職員の報酬（第 3 条）

日額、時間額又は月額のいずれかにより報酬を支給することとするほか、地域手当、特殊勤務手当等に相当する報酬を支給する。

③ パートタイム職員の報酬の減額（第 4 条）

勤務しないときは、その勤務しない 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

④ パートタイム職員の時間外勤務等に係る報酬（第 5 条）

勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた場合等には、時間外勤務手当等に相当する報酬を支給する。

⑤ パートタイム職員の勤務時間の計算（第 6 条）

勤務時間数の計算方法は、一般職の職員の給与に関する条例の適用を受ける職員（以下「給与条例適用職員」という。）の例による。

⑥ フルタイム職員の給料（第 7 条）

給料の額は給与条例適用職員との権衡、フルタイム職員の職務の特殊性等を考慮して任命権者が定め、月額で給料を支給する。

⑦ フルタイム職員の手当（第 8 条）

給与条例適用職員の例により手当を支給する。

⑧ 期末手当（第9条）

任用期間が6か月以上で、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である会計年度任用職員には、期末手当を支給する。

⑨ パートタイム職員の通勤に要する費用弁償（第10条）

給与条例適用職員の例により通勤に要する費用を支給する。

⑩ 職務のため旅行した場合の費用弁償（第11条）

会計年度任用職員が公務のため旅行したときは、旅費を支給する。

⑪ 特に必要と認める場合の給与（第15条）

任命権者は、会計年度任用職員の給与について、その職務と責任の特殊性等を考慮し、特に必要と認める場合には、給与条例適用職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮して別に定めることができる。

⑫ 委任（第16条）

この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

(3) 施行期日等

① この条例は、令和2年4月1日から施行する。

② 一般職の職員の給与に関する条例について所要の規定の整理を行う。

2 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案について（議案第16.2号）

(1) 改正理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、一般職の会計年度任用職員制度が創設されたことに伴い、所要の規定の整備を行う必要がある。

(2) 改正内容

① 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正（第1条）

パートタイム職員が減給処分を受けた場合の規定を整備する。

② 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正（第2条）

引用している地方公務員法の条項を改める。

③ 職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第3条）

育児休業中に勤勉手当が支給される職員の範囲から会計年度任用職員を除く。

④ 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第4条）

臨時的任用職員の年次休暇及び会計年度任用職員の勤務時間、休暇等については、人事委員会規則で定める。

⑤ 秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第5条）

公表の対象にフルタイム職員を含める。

⑥ 職員の退職手当に関する条例の一部改正（第6条）

- ・ 会計年度任用職員が6月を超え12月以下の勤務期間で退職した場合には、条例の規定により計算した額の100分の50に相当する金額の退職手当を支給する。（附則第34項及び第35項関係）
- ・ 正職員の退職手当の算定に用いる在職期間には、当該職員が会計年度任用職員又は臨時的任用職員として在職していた期間を含めない。（附則第36項～第38項関係）

⑦ 企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部改正（第7条）

公営企業における会計年度任用職員の給与の種類を定めるとともに、その支給基準については、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を基準として定める。

(3) 施行期日等

- ① この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- ② この条例の施行に関し所要の経過措置を規定する。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案新旧対照表

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（附則第二項による改正）

新	旧
(趣旨) 第一条 この条例は、地方公務員法（以下「法」という。）第三条第二項に規定する一般職の職員（法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。 (給与) 第二条 この条例で「給与」とは、給料並びに管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第十三條の三の規定による手当を含む。第十九條の二及び第二十三條の六において同じ。） 、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。） 、義務教育等教員特別手当及び報酬をいう。 (給料) 第三条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第二条から第五条まで及び第八條の規定に基づく勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬として職員（第二十三條の五及び第二十三條の六の規定の適用を受ける職員を除く。以下同じ。）に支給する。	(趣旨) 第一条 この条例は、地方公務員法（以下「法」という。）第三条第二項に規定する一般職の職員 の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。 (給与) 第二条 この条例で「給与」とは、給料並びに管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第十三條の三の規定による手当を含む。第十九條の二及び第二十三條の七において同じ。） 、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、定時制通信教育手当、産業教育手当、農林漁業普及指導手当、災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。） 、義務教育等教員特別手当及び報酬をいう。 (給料) 第三条 給料は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年秋田県条例第三号。以下「勤務時間条例」という。）第二条から第五条まで及び第八條の規定に基づく勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬として職員（第二十三條の五から第二十三條の七までの規定の適用を受ける職員を除く。以下同じ。）に支給する。

(臨時の職員の給与)

第二十三条の五 臨時の職員に支給する給与については、任命権者は、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で別に定めることができる。

(単純労務の職員の給与の種類及び基準)

第二十三条の六 単純労務の職員(法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者(法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員及び前条に規定する職員を除く。))をいう。以下同じ。に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。

2・3 略

別表第一

(表略)

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。ただし、第23条の5及び第23条の6に規定する職員を除く。

(臨時または非常勤の職員の給与)

第二十三条の五 臨時の職員に支給する給与については、任命権者は、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で別に定めることができる。

第二十三条の六 非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。))には、その職務に対する対価として報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務一日につき千円を超えない範囲内において、任命権者が定める。

(単純労務の職員の給与の種類及び基準)

第二十三条の七 単純労務の職員(法第五十七条に規定する単純な労務に雇用される者(第二十三條の五及び前条第一項に規定する職員を除く。))をいう。以下同じ。に支給する給与の種類は、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当とする。

2・3 略

別表第一

(表略)

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。ただし、第23条の5から第23条の7までに規定する職員を除く。

職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
（減給の効果） 第三条 減給は、一日以上一年以下給料又は報酬（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年秋田県条例第号）第三条第一項の規定による報酬に限る。）の五分の一以下を減ずるものとする。	（減給の効果） 第三条 減給は、一日以上一年以下給料 の五分の一以下を減ずるものとする。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正（第二条第一号による改正）

新	旧
（職員の派遣） 第二条 略 2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一・二 略 三 地方公務員法第二十二條 に規定する条件付採用になつてゐる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） 四・五 略	（職員の派遣） 第二条 略 2 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 一・二 略 三 地方公務員法第二十二條第一項に規定する条件付採用になつてゐる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） 四・五 略

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正（第二条第二号による改正）

新	旧
（職員の派遣） 第二条 略	（職員の派遣） 第二条 略

2 略	3 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	一・二 略	三 地方公務員法第二十二條 に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）	四・五 略	4 略
2 略	3 法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。	一・二 略	三 地方公務員法第二十二條第一項に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）	四・五 略	4 略

職員の育児休業等に関する条例の一部改正（第三条による改正）

新	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第七條 略	2 給与条例第二十二條第一項又は市町村立学校職員給与条例第二十三條第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
旧	（育児休業をしている職員の期末手当等の支給） 第七條 略	2 給与条例第二十二條第一項又は市町村立学校職員給与条例第二十三條第一項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前六箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正（第四条による改正）

新	（臨時又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等） 第十八條 臨時の職員の年次休暇については、第十二條の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める。	2 非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等
旧	（臨時の職員又は非常勤の職員の勤務時間、休暇等） 第十八條 臨時の職員又は非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等については、第二條から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定め	

については、第二条から前条まで（第八条の二及び第八条の三を除く。）の規定にかかわらず、人事委員会規則で定める。

る基準に従い、任命権者が別に定める。

秋田県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正（第五条による改正）

新

旧

（任命権者の報告）

第二条 略

2 前項の規定による報告は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第二十二条の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について行うものとする。

一 十 略

（任命権者の報告）

第二条 略

2 前項の規定による報告は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項について行うものとする。

一 十 略

職員の退職手当に関する条例の一部改正（第六条による改正）

新

旧

附 則

1 33 略

（職員以外の者に係る特例）

34 第二条第二項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて六月を超えるに至つた場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、第三条から第五条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する金額とする。

35 前項の規定の適用を受ける者に対する第七条の二の規定の適用

附 則

1 33 略

については、同条中「十二月」とあるのは、「六月」とする。
(会計年度任用職員及び臨時的任用職員の在職期間の計算の特例)

36 第二条第二項及び附則第三十四項の規定の適用を受ける会計年度任用職員(地方公務員法第二十二條の二第一項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。)の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当分の間、第七条第二項及び第七条の二の規定にかかわらず、会計年度任用職員となつた日の属する月から退職の日又は任期満了となつた日の属する月(任期満了となつた日の翌日に引き続いて会計年度任用職員となつた場合は、最初に会計年度任用職員となつた日の属する月から最後の退職又は任期満了となつた日の属する月)までの月数による。この場合において、会計年度任用職員以外の在職期間には、会計年度任用職員としての在職期間は含めない。

37 令和二年四月一日以後に任用された臨時的任用職員(地方公務員法第二十二條の三第一項の規定により臨時的に任用された職員をいう。以下同じ。)の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当分の間、第七条第二項の規定にかかわらず、臨時的任用職員となつた日の属する月から退職の日又は任期満了となつた日の属する月(任期満了となつた日の翌日に引き続いて臨時的任用職員となつた場合は、臨時的任用職員となつた最初の日の属する月から最後の退職又は任期満了となつた日の属する月)までの月数による。この場合において、臨時的任用職員以外の在職期間には、臨時的任用職員としての在職期間は含めない。

38 当分の間、会計年度任用職員又は令和二年四月一日以後に任用された臨時的任用職員が退職し、又は任期満了となり、引き続き職員(臨時的任用職員を除く。)となつた場合の第七条第一項の規定の適用については、同項中「在職期間」とあるのは、「在職期間(会計年度任用職員及び臨時的任用職員としての在職期間を除く。)」とする。

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部改正（第七条による改正）

新	旧
（給与の種類） 第一条の二 企業職員（特別職の非常勤職員を除く。次条において「職員」という。） の給与の種類は、給料並びに管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第五条の三の規定による手当を含む。）時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当及び報酬とする。 （時間外勤務手当） 第六条 略 2 略 3 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員が、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。 （報酬） 第十三条の二 報酬は、勤務に対する報酬として地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員に支給する。	（給与の種類） 第一条の二 職員（企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）をいう。以下同じ。）の給与の種類は、給料並びに管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第五条の三の規定による手当を含む。）時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当及び退職手当とする。 （時間外勤務手当） 第六条 略 2 略 3 短時間勤務職員 が、割振り変更前の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の勤務時間との合計が三十八時間四十五分に達するまでの間の勤務については、前項の規定は適用しない。

第十三条の二の二 略

(臨時の職員又は特別職の非常勤職員の給与)

第十三条の九 臨時の職員又は特別職の非常勤職員 については、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第十三条の十二 第二条から第十三条まで(第十条を除く。)の規定は、地方公務員法第二十二條の二第一項第一号に掲げる職員には適用しない。

2 第二条の二、第三条、第三条の三、第四条の二、第九条の二及び第十一条から第十二條の二までの規定は、地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員には適用しない。

(支給額決定の基準)

第十四条 職員の給与の額は、一般職の職員の給与に関する条例、一般職の任期付職員の採用等に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年秋田県条例第 号)に規定する一般職の職員の給与の額を規準とし、企業の特異性及び実態を考慮して定めるものとする。

第十三条の二 略

(臨時又は非常勤の職員の給与)

第十三条の九 臨時の職員又は企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。

(支給額決定の基準)

第十四条 職員の給与の額は、一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例に規定する一般職の職員の給与の額を規準とし、企業の特異性及び実態を考慮して定めるものとする。

「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案」について
（議案第 163 号）

令和元年 9 月 18 日

人 事 課

1 改正理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）による地方公務員法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

※ 成年被後見人等：成年後見制度における成年被後見人及び補佐人

2 改正内容

整備法においては、成年被後見人、被保佐人であることを理由に、様々な職種や資格などからそれらの者を一律に排除する規定（欠格条項）を各法律から削除するなどの整備が行われており、地方公務員法においても、これまで規定されていた職員の欠格条項から成年被後見人等が削除されたため、一般職の職員の給与に関する条例など、関連する 9 つの条例において次の整理を行う。

- (1) 期末・勤勉手当の支給、退職手当の支給制限に関する規定から成年被後見人等となって失職した場合にかかる規定の削除
- (2) その他所要の規定の整理

条例の名称	(1)の改正	(2)の改正
一般職の職員の給与に関する条例	○	○
職員等の旅費に関する条例		○
職員の退職手当に関する条例	○	○
市町村立学校職員の給与等に関する条例	○	○
企業職員の給与の種類および基準を定める条例	○	○
知事等の給与および旅費に関する条例		○
一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例		○
企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例		○
教育長の給与及び旅費等に関する条例		○

3 施行期日

この条例は、整備法附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日（令和元年 12 月 14 日）から施行する。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表
一般職の職員の給与に関する条例の一部改正（第一条による改正）

新	旧
（期末手当） 第二十一条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十一条の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第二十一条の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第二十四条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2・3 略 4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5・6 略 第二十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一 略 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第二十八条第四項の規定により失職した職員	（期末手当） 第二十一条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十一条の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第二十一条の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十四条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。 2・3 略 4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。 5・6 略 第二十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一 略 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第二十八条第四項の規定により失職した職員（法第十六条第一

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（勤勉手当）

第二十二條 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し

、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し

、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十七・五（特定幹部職員にあつて

号に該当して失職した職員を除く。）

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（勤勉手当）

第二十二條 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、人事委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十七・五（特定幹部職員にあつて

は、百分の百七・五）を乗じて得た額の総額 二 略 3 5 略	は、百分の百七・五）を乗じて得た額の総額 二 略 3 5 略
（休職者の給与） 第二十四条 略 2 4 略	（休職者の給与） 第二十四条 略 2 4 略
5 職員が、職員の休職の事由に関する条例（昭和五十四年秋田県条例第三号）第二条各号のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、人事委員会規則で定めるところにより、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。 6 略	5 職員が、職員の休職の事由に関する条例（昭和五十四年秋田県条例第三号）第二条各号のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、人事委員会規則の定めるところに従い、その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。 6 略
7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第二十一条第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し	7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第二十一条第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡したときは、第二十一条第一項の規定により人事委員会規則で定める日に、当該各項の
一項の規定により人事委員会規則で定める日に、それぞれ第二項、第三項又は第五項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。 8 略	例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。 8 略
職員等の旅費に関する条例の一部改正（第二条による改正）	
新	旧
（旅費の支給） 第三条 略 2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、	（旅費の支給） 第三条 略 2 職員又はその遺族が次の各号の一に 該当する場合には、

当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一五 略

3 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、地方公務員法第十六条第一号、第三号若しくは第四号又は第二十九条第一項各号に掲げる事由により退職等となつたときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 略

5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され、又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で知事が別に定めるものを旅費として支給することができる。

6 第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）が、旅行中交通機関の事故又は天災その他知事が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で知事が別に定める金額を旅費として支給することができる。

職員の退職手当に関する条例の一部改正（第三条による改正）

新

（懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）
第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、

当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

一五 略

3 職員が前項第一号又は第四号の規定に該当する場合において、地方公務員法第十六条第二号、第四号若しくは第五号又は第二十九条第一項各号に掲げる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 略

5 第一項、第二項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。）が、その出発前に旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）を変更（取消しを含む。以下同じ。）され又は死亡した場合において、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で知事が別に定めるものを旅費として支給することができる。

6 第一項、第二項及び第四項の規定により旅費の支給を受けることができる者

が、旅行中交通機関の事故又は天災その他知事が定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で知事が別に定める金額を旅費として支給することができる。

旧

（懲戒免職処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）
第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、

当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 略

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十条第三号に該当する場合を除く。）をした者

2 4 略

附 則

1 32 略

33 令和四年三月三十一日 以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
(表 略)

当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する県民の信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 略

二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十条第一号又は第四号に該当する場合を除く。）をした者

2 4 略

附 則

1 32 略

33 平成三十四年三月三十一日 以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。
(表 略)

市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正（第四条による改正）

新

（期末手当）

第二十二条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十二条の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。

旧

（期末手当）

第二十二条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十二条の三までにおいてこれらの日を「基準日」という。

（にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第二十二條の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し

た職員（第二十六條第六項の規定の適用を受ける職員及び教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2・3 略

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・7 略

第二十二條の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 略

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八條第四項の規定により失職した職員

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処

（にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日（次条及び第二十二條の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六條第一号に該当して同法第二十八條第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（第二十六條第六項の規定の適用を受ける職員及び教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2・3 略

4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5・7 略

第二十二條の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

一 略

二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八條第四項の規定により失職した職員（同法第十六條第一号に該当して失職した職員を除く。）

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処

せられたもの

(勤勉手当)

第二十三条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に依じて、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し

、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し

、又は死亡した職員にあつては、退職し

、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十七・五を乗じて得た額の総額

二 略

3 5 略

(休職者の給与)

第二十六条 略

2 4 略

5 職員が、職員の休職の事由に関する条例（昭和五十四年秋田県条例第三号）第二条各号のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、教育委員会規則で定めるところにより、

せられたもの

(勤勉手当)

第二十三条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に依じて、それぞれ基準日の属する月の教育委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県の教育委員会が県の人事委員会と協議して定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の八十七・五を乗じて得た額の総額

二 略

3 5 略

(休職者の給与)

第二十六条 略

2 4 略

5 職員が、職員の休職の事由に関する条例（昭和五十四年秋田県条例第三号）第二条各号のいずれかに該当して休職にされたときは、その休職の期間中、教育委員会規則の定めるところに従い、

その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。 6 第二項、第三項又は前項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第二十二條第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し 又は死亡したときは、第二十二條第一項の規定により教育委員会規則で定める日に、それぞれ第二項、第三項又は前項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、教育委員会規則で定める職員については、この限りでない。 7 略	その者に給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。 6 第二項、第三項又は前項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第二十二條第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六條第一号に該当して同法第二十八條第四項の規定により失職し、又は死亡したときは、第二十二條第一項の規定により教育委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、教育委員会規則で定める職員については、この限りでない。 7 略
---	--

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部改正（第五条による改正）

新	旧
（期末手当） 第十條 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の知事が定める日（次項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し 又は死亡した職員で知事が定めるものについても、同様とする。 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一 略 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八條第四項の規定により失職した職員	（期末手当） 第十條 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の知事が定める日（次項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六條第一号に該当して同法第二十八條第四項の規定により失職し、又は死亡した職員で知事が定めるものについても、同様とする。 2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。 一 略 二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第二十八條第四項の規定により失職した職員（同法

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 知事が定めるところにより期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（勤勉手当）

第十一条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の知事が定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し

、又は死亡した職員で知事が定めるものについても、同様とする。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同項第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（次条第一項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（次条第一項に規定する知事が定める日をいう。以下この項において同じ。）と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

（退職手当）

第十三条 略

2・3 略

第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）

三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの

四 知事が定めるところにより期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（勤勉手当）

第十一条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の知事が定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員で知事が定めるものについても、同様とする。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同項第一号中「基準日から」とあるのは「基準日（次条第一項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する知事が定める日をいう。以下この項において同じ。）と読み替えるものとする。」と読み替えるものとする。

（退職手当）

第十三条 略

2・3 略

4 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 一 略 二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十条第三号に該当する場合を除く。）をした者 三 略 5 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支給されていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、知事が定める基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。 二・三 略 6・7 略	4 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 一 略 二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十条第一号又は第四号に該当する場合を除く。）をした者 三 略 5 退職をした者に対しまだ当該退職に係る退職手当の額が支給されていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職をした者（第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該退職手当の額の支給を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、知事が定める基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。 二・三 略 6・7 略
知事等の給与および旅費に関する条例の一部改正（附則第二項による改正） 新 (退職手当) 第十条 略 2・4 略 5 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十	旧 (退職手当) 第十条 略 2・4 略 5 職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十

号) 第二条の二及び第十二条から第十八条まで(第十二条第四項(第十三条第十項、第十四条第五項、第十五条第六項、第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。)、第十三条第八項及び第九項、第十四条第一項第二号、第十五条第一項第二号及び第二項(第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。)、同条第五項並びに第十八条第三項を除く。)の規定は、知事等の退職手当について準用する。この場合において、第十二条第一項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関(知事をいう。以下同じ。)」と、同項第一号中「懲戒免職処分」とあるのは「懲戒免職処分(罷免(心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときの罷免を除く。))を含む。以下同じ。)」と、同項第二号中「地方公務員法第二十八條第四項の規定による失職(同法第十六条第三号に該当する場合を除く。)」とあるのは「禁錮以上の刑に処せられて失職」と読み替えるものとする。

附 則

1 3 略

4 知事等の給料月額は、平成二十六年十一月一日から令和三年四月三十日までの間に係るものに限る。第二条の規定にかかわらず、同条の表に掲げる給料月額から、当該給料月額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる給料月額とする。

5 略

6 知事等の期末手当の額は、平成二十九年六月から令和二年十二月までの間に支給するもの限り、第八条及び附則第四項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤

号) 第二条の二及び第十二条から第十八条まで(第十二条第四項(第十三条第十項、第十四条第五項、第十五条第六項、第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。)、第十三条第八項及び第九項、第十四条第一項第二号、第十五条第一項第二号及び第二項(第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。)、同条第五項並びに第十八条第三項を除く。)の規定は、知事等の退職手当に準用する。この場合において、第十二条第一項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関(知事をいう。以下同じ。)」と、同項第一号中「懲戒免職処分」とあるのは「懲戒免職処分(罷免(心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときの罷免を除く。))を含む。以下同じ。)」と、同項第二号中「地方公務員法第二十八條第四項の規定による失職(同法第十六条第一号又は第四号に該当する場合を除く。)」とあるのは「禁錮以上の刑に処せられて失職」と読み替えるものとする。

附 則

1 3 略

4 知事等の給料月額、平成二十六年十一月一日から平成三十三年四月三十日までの間に係るもの限り、第二条の規定にかかわらず、同条の表に掲げる給料月額から、当該給料月額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる給料月額とする。

5 略

6 知事等の期末手当の額は、平成二十九年六月から平成三十二年十二月までの間に支給するもの限り、第八条及び附則第四項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に知事にあつては百分の二十、副知事及び常勤

の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

7・8 略

の監査委員にあつては百分の十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

7・8 略

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十八年秋田県条例第五十九号）の一部改正（附則第三項第一号による改正）

新

旧

1 3 略 附則 （令和二年三月三十一日 までの間における扶養手当に関する特例） 4 略 5 略 6 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日 までの間は、第二条改正後の給与条例第十条第一項ただし書並びに第十一条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる第二条改正後の給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 （表 略） 7 13 略	1 3 略 附則 （平成三十二年三月三十一日までの間における扶養手当に関する特例） 4 略 5 略 6 平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間は、第二条改正後の給与条例第十条第一項ただし書並びに第十一条第三項第三号及び第五号の規定は適用せず、次の表の上欄に掲げる第二条改正後の給与条例の規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。 （表 略） 7 13 略
---	---

企業職員の給与の種類および基準を定める条例の一部を改正する条例（平成二十八年秋田県条例第六十四号）の一部改正（附則第三項第二号による改正）

新

旧

附 則	
1 略	(令和二年三月三十一日 までの間における扶養手当に関する特例)
2	この条例の施行の日から令和二年三月三十一日 までの間は、この条例による改正後の企業職員の給与の種類および基準を定める条例第三条第一項ただし書の規定は、適用しない。
3 略	

教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正（附則第四項による改正）

新		旧	
(退職手当)		(退職手当)	
第四条 略		第四条 略	
2 略		2 略	
4 略		4 略	
5	職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号）第二条の二から第二条の五まで及び第十二条から第十八条まで（同条例第十二条第四項（同条例第十三条第十項、第十四条第五項及び第十五条第六項（同条例第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十三条第八項及び第九項、第十四条第一項第二号、第十五条第一項第二号及び第二項（同条例第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）、同条第五項並びに第十八条第三項を除く。）の規定は、教育長の退職手当について準用する。この場合において、同条例第十二条第一項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関（知事をいう。以下同じ。）」と、同項第一号中「懲戒免職処分」とあるのは「罷免（心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときの罷免を除く。以下同じ。）」と、同項第二号中「地方公務員法第二十八	5	職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年秋田県条例第八十号）第二条の二から第二条の五まで及び第十二条から第十八条まで（同条例第十二条第四項（同条例第十三条第十項、第十四条第五項及び第十五条第六項（同条例第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第十三条第八項及び第九項、第十四条第一項第二号、第十五条第一項第二号及び第二項（同条例第十六条第二項及び第十七条第七項において準用する場合を含む。）、同条第五項並びに第十八条第三項を除く。）の規定は、教育長の退職手当について準用する。この場合において、同条例第十二条第一項中「退職手当管理機関」とあるのは「退職手当管理機関（知事をいう。以下同じ。）」と、同項第一号中「懲戒免職処分」とあるのは「罷免（心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるときの罷免を除く。以下同じ。）」と、同項第二号中「地方公務員法第二十八

条第四項の規定による失職（同法第十六条第三号）に該当する場合を除く。）とあるのは「禁錮以上の刑に処せられて失職」と、第十三条第二項第二号、第十四条第一項第三号、第十五条第一項第三号及び第十七条第一項から第三項までの規定中「懲戒免職処分」とあるのは「罷免」と読み替えるものとする。

附 則

1 略

2 教育長の給料月額、平成二十六年十一月一日から令和三年四月三十日までの間に係るものに限り、第二条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額から当該給料月額に百分の十五を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する給料月額とする。

3 教育長の期末手当の額は、平成二十九年六月から令和二年十二月までの間に支給するものに限り、第三条及び前項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から当該算出した額に百分の十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

4 略

条第四項の規定による失職（同法第一条又は第四号に該当する場合を除く。）とあるのは「禁錮以上の刑に処せられて失職」と、第十三条第二項第二号、第十四条第一項第三号、第十五条第一項第三号及び第十七条第一項から第三項までの規定中「懲戒免職処分」とあるのは「罷免」と読み替えるものとする。

附 則

1 略

2 教育長の給料月額、平成二十六年十一月一日から平成三十三年四月三十日までの間に係るものに限り、第二条第二項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額から当該給料月額に百分の十五を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する給料月額とする。

3 教育長の期末手当の額は、平成二十九年六月から平成三十二年十二月までの間に支給するものに限り、第三条及び前項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から当該算出した額に百分の十五を乗じて得た額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

4 略